

資料1 「和歌山買物独案内（見本）」（和歌山県立文書館所蔵 県立図書館移管資料 9231-4）

(イ) 赤御 庭古 石工 硯寶 石指 八金時 石灰	若山何町何丁目 神社傳國衛節廻房 松萬系物卸所 并組物御望次第 松産立兵衛	中切療治監樂 小児科等は並み申上り	京男 廿入主師 若山何町何丁目 板井何、	石印銅印 御印判板木師 何町、 石灰所 何町、 御好沼屋并庭石	石細工 何町何、		
(加) 族 靴物 金形 刀差足紐糸鏡 筆 傘 ちんね	若山何町 諸紙類 紙屋何、	本町九丁川 何、	雨傘所 用賣 茶提灯 日笠	(エ) 唐物 雜貨 鳥 向屋 餅菓子 戸棚 产美作一級石	户 若山、 萬建具所 障子 平外坐蓑食物 所好次第	諸道具類 唐物木間物	其外細工物屋々

和歌山（若山）にある商店の名前を業種別に記したもの。

系物・歯の治療・印判・石灰・石細工・紙類・傘・戸・諸道具類に関する店の広告の例。

今回のテーマ

出版統制のあり方について、江戸時代の和歌山の資料から考える。

答.(問屋)

各地から問屋を通じて仕入れた多様な種類の商品を売る商店が立ち並び、栄えていた。

江戸の遊里を描く洒落本や風刺のきいた絵入りの小説である黄表紙などが多く出版された。

また和歌山では、「紀伊国名所図会」や藩校学習館の所蔵本を校訂した書籍などが出版された。

書店仲間
喜一郎 書

恐れながらお願いいたします。書き
大二郎 書

『紀州の産物を扱う諸問屋を初
め諸小売商人ならびに諸職人につ
いて、何の商売は何町の何屋
某という店があるとしたため
出版したい』と思ひました。
で、どうか出版の御許可を下さ
いますように、にだだだ申し上
げます。

仕様については別帖の通りにい
たし、『御国御城下諸商売買物独
案内』を出版したいと思ひ
ます。

右の通り出版致しましたならば、
当御下に出販致したる人々によ
り、売買に便利になる様に思
ひます。どうかお聞き下さるさ
まにすれば何の難いことと存じ
ます。この件、恐れ多いことです
が、お願い申します。以上。

天保十五年
東御所様
辰八月

江戸時代は、書籍を出版する際に出版許可を町奉行所からもらう必要があったため。

答.(必要 ・ **必要ない**)。なぜなら (**表現**) の自由・ (**検閲**) の禁止があるため。

異国船の接近や各地で相次ぐ打ちこわしなど内外において、幕府の支配を揺るがす状況になっていたため。

林子平	理由 海岸防備を説いたことが幕政への批判と捉えられたため。
-----	---

山東京伝	理由 江戸の遊里を描くことが風俗を乱すと捉えられたため。
------	---------------------------------

例 権力をもつ者にとって都合の悪い表現が検閲などによって規制されると、江戸時代のように専制政治に陥る危険性が高まるから。

個人が自由に表現することによって自己実現が可能になるから。江戸時代の場合、喜一郎や山東京伝は自己実現が自由にできていなかったことがわかる。